

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 2 4 日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

}

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和 7 年 8 月 19 日に東北局管内の造林事業において発生した重大災害が発生し、その概要が別添 1 のとおり林野庁業務課長から送付されました。

今回の災害は、下刈作業において、斜面上方へ移動するため、傾斜約 42 度の斜面上部へ手をかけ登ろうとしたところ何らかの理由によりバランスを崩し、仰向け状態で回転しながら滑落したことにより受災したと推定されるものです。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、別添 1 災害概要を周知するとともに、作業や移動時は足元確認及び足場の確保等を確実に行うことや急傾斜地等により転落・滑落のおそれのある箇所は避けて迂回することなど、基本動作の徹底を再度確認し、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

別添1

【機密性2情報】

(庁内限り)

事務連絡
令和7年9月19日

各森林管理局
森林整備部長 殿
(請負事業体等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業体等の重大災害の発生について（4件目）

令和7年8月19日、東北森林管理局管内の造林事業において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、下刈作業において、斜面上方へ移動するため、傾斜約42度の斜面上部へ手をかけ登ろうとしたところ何らかの理由によりバランスを崩し、仰向け状態で回転しながら滑落したことにより受災したと推定されるものである。

本災害は、本年5月発生した2件に続き、発生した重大災害であり、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっている。

このため、各森林管理局署においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業体、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、作業、移動時の足元確認及び足場の確保等を確実に行うことや急傾斜地等により転落・滑落のおそれのある箇所は避けて迂回することを始め下記を中心とした安全作業、救急連絡体制の整備及び作業相互の定期的な連絡による安全の確認に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協調を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて、元請け事業者から下請け事業者への安全指導の徹底を図るとともに、事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

なお、これらの対応とともに、「請負事業体等の労働災害防止対策の推進について」（令和7年4月25日付け林野庁業務課長事務連絡）に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

記

- 1 刈払機を持ち運ぶ場合、浮き石等不安定なものの上を歩かず、雨中や雨上がりのときや湿っている場所を歩行する際は、転倒しないよう必要に応じ履物に滑り止め器具を使用すること。

(林業における刈払機使用に係る安全作業
指針6（2）、林災防規程第287条関連)

- 2 下刈等の造林作業を行う場合、あらかじめ、地山の地形、地質、斜度、植生等の状況を調査し、リスクの低減対策（例えば作業、移動時に足元の確認及び足場の確保等を確実にすることや急傾斜地等により転落・滑落のおそれのある箇所は避けて迂回するなど）等を定め、関係作業者に周知しなければならない。
（林災防規程第258条関連）

- 3 事業者は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため、作業中の作業者相互の連絡方法や消防機関等救急機関等への連絡方法について定め、その内容を作業者に周知すること。

また、事業者は、連絡責任者に、作業現場において、定めた方法による作業者相互の連絡を行わせ、相互の安全を確認させること及び事業場の事務所へ携帯電話等による通信が可能である位置を確認させること。

（林災防規程第24条、25条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連）

- 4 事業者は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせること。

- （1）連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。（相互の安全を確認する方法としては、例えば、定めた時刻にすべてのチェーンソー等を停止させ、あらかじめ定めた手順により各作業者に呼びかけ応答を行うことなどが想定される。）

- （2）作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

（林災防規程第27条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連）

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

(別紙)

林業における刈払機使用に係る安全作業指針
(昭和60年2月19日付け基発第90号) 抜粋

(伐木作業における危険の防止)

6 一般的留意事項

(2) 刈払機の持ち運び等

イ 作業地への往復等においては、刈刃をはずすか又は覆いをかけるとともに、歩行者間の距離を十分に保つこと。

ロ 作業地内にある浮石等不安定なものの上を歩かないこと。また、雨中や雨上りのときの歩行及び湿っている場所での歩行では、転倒しないよう必要に応じ履物に滑り止め用具を使用すること。

ハ 作業地内で刈払い場所を変えるため等で移動する場合は、原則としてエンジンを停止すること。

（刈払機の持ち運び等）

第２８７条 会員は、刈払機を持ち運ぶ場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- （１） 作業地への往復等においては、刈刃をはずすか又は覆いをかけるとともに歩行者間の距離を十分に保つこと。
- （２） 作業地内にある浮き石等不安定なものの上を歩かないこと。また、雨中や雨上がりのときの歩行及び湿っている場所での歩行では、転倒しないように必要に応じ履物に滑り止め用具を使用すること。
- （３） 作業地内で刈払い場所を変えるため等移動するときは、エンジンを停止すること。

（調査及び記録）

第２５６条 会員は、造林作業を行う場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

- （１） 地山の地形、地質、斜度、植生等の状況
- （２） 緊急車両の走行経路、緊急連絡先及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

（調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等の実施）

第２５７条 会員は、前条の調査及び記録を踏まえてリスクアセスメント等を実施しなければならない

（造林作業計画の作成）

第２５８条 会員は、造林作業を行う場合には、第２５６条の調査結果及び前条のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わせなければならない。

- （１） 地山の地形、地質、斜度、植生等の状況
- （２） 作業手順、作業者の配置及び合図の方法
- （３） 前条のリスクアセスメント結果に基づくリスクの低減対策
- （４） （略）
- （５） 緊急車両の走行経路、緊急連絡先及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲
- （６） 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送方法

２ （略）

３ 会員は、第１項の作業計画を定めたときは、同項各号に掲げる事項を関係作業者に周知しなければならない。

(緊急連絡の方法等の決定、周知)

第24条 会員は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を山土場等連絡の際の拠点となる場所に掲示するなどにより作業者に周知させなければならない。

(1) 作業場所における作業中の作業者相互の連絡方法

(2)～(5) (略)

(3) 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関等への連絡方法

(4)～(5) (略)

(連絡責任者の選任と連絡方法等の確認)

第25条 会員は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係作業者に周知させなければならない。

2 会員は、連絡責任者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

(1) 事業場の事務所との連絡に携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所への通信が可能である位置を確認しておくこと。

(2) (略)

(3) 作業者に対し、作業中の作業者相互の連絡方法として定めた方法による連絡で、相互の連絡が取れることを確認させること。

(4) (略)

(作業者に行わせる安全の確認)

第27条 会員は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

(1) 連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

(2) 作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン(令和2年1月31日付け基発0131第5号厚生労働省労働基準局長通知)抜粋

3 緊急時における連絡体制等の整備

(1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知

事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。

ア 移動体通信（携帯電話（スマートフォンを含む。）及びPHS（以下「携帯電話等」という。））又は無線通信（トランシーバーを含む。以下同じ。）による通信が可能である範囲

イ 伐木等の作業を個々の労働者が行う場所（以下「作業場所」という。）における作業中の労働者相互の連絡の方法

ウ～ケ （略）

(2) 連絡責任者の選任

事業者は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係労働者に周知させるとともに、連絡責任者に4の(1)、5の(1)並びに6の(2)及び(3)の事項を行わせること。

なお、連絡責任者が作業現場を離れるとき等その職務を果たせなくなるときは、連絡責任者にその職務を行う代理者を指名させるようにすること。

4 （略）

5 作業現場における安全の確認等

(1) 事業者は、連絡責任者（代理者を含む。以下同じ。）に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 事業場の事務所との連絡に、携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。

イ 関係労働者に対し、3の(1)のイにより定めた方法による労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認するよう指示すること。

ウ （略）

(2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

イ 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等他の労働者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

6 （略）

7 教育訓練の実施

事業者は、関係労働者に対し、次の事項について教育訓練を行うこと。

(1)～(2) （略）

(3) 携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

(4) 作業場所における労働者相互の連絡の方法

(5)～(8) （略）

(別添)

令和 7 年度

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の死亡災害報告
(概 況)

<林 野 庁 集 計>

令和7年8月31日現在

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計		1	2			1		4
前年度同期累計						2		1
前 年 度 計	3					5		8

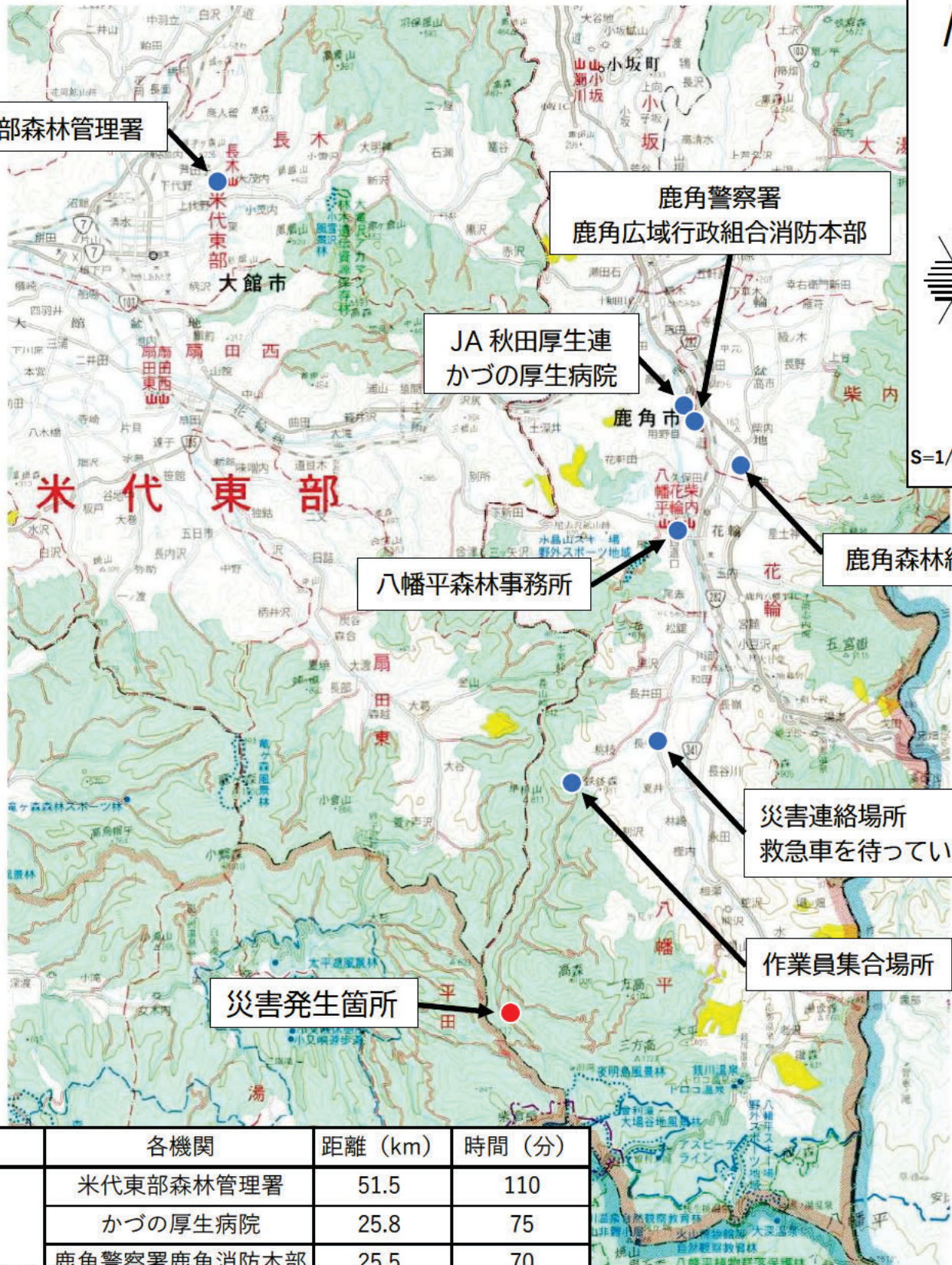
※ 森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

1 森林管理局・署等名	東北森林管理局 米代東部森林管理署
2 事 業 の 種 類	造林事業請負（下刈）
3 災 害 発 生 日 時 等	令和7年8月19日（火）9：20頃発生（推定）（死亡：令和7年8月19日 9時20分頃 死因：頭部外傷による脳挫傷）
4 災 害 発 生 場 所	秋田県鹿角市八幡平熊沢外8国有林3162林班り小班
5 契 約 相 手 方	鹿角森林組合 代表理事組合長 宮野 和秀
6 事業実行事業体	有限会社 三浦造林 代表取締役 三浦 光浩
7 被 災 者 年 齢 等	年齢：62 性別：男 雇用区分：正社員 社会保険等加入状況：労、退、健、厚、雇
8 従 事 作 業	下刈作業（移動中）
9 災 害 の 概 況	当日、被災者は8時00分頃に作業員集合場所に到着し、同僚6名とミーティングを行った後、会社の車両（軽自動車3台）にて作業箇所3162り林小班（4.20ha、平均傾斜30°）へ向かった。（ミーティング内容：蜂刺されに注意、足元に注意、作業間隔、刈方（刈幅、刈高）に注意、熱中症に注意（こまめな水分、塩分補給）、キックバックに注意） 被災者は同僚6名とともに9時00分頃から上下作業にならないよう同じ等高線に沿って下刈作業を開始、9時20分頃、約12m離れた箇所下刈作業をしていた同僚Aは、被災者が仰向け状態となって斜面下側へ回転しながら滑落していくのが見えたため、直ちに被災者へ駆け寄り、被災者への呼びかけをしたが、被災者は頭部から出血があり、意識は無く、右腕が岩に挟まった状態であった。なお、刈払い機は、被災者の側にあり、ヘルメットを着帽し、スパイク付き地下足袋を履いていた。

	【同僚Aからの聞き取り等により推察】 被災者は、同じ等高線沿いに作業していた同僚Aを確認したことから、被災者が受け持つ作業区域を一段上方へ変更し、斜面上方へ移動するため上方にあった岩石や伐根を避け、傾斜約 42 度の斜面へ手をかけ登ろうとしたところ、被災者が滑ったような跡もなく原因は不明であるが何らかの理由でバランスを崩し、仰向け状態となって頭部を斜面下部にした体勢で約 2 m 程度回転しながら滑落し、地面に頭をぶつけたと推察される。 同僚Aはすぐに大声で他の同僚を呼び寄せ、被災者の救出を試みたが、岩に挟まっていた右腕を外すことができず、意識が無いことから、救急車を呼ぶため同僚Bと同僚Cは携帯電話通話可能箇所まで車で移動。他の同僚は、頭部を打って出血（大量出血ではなかった）していることから無理に動かさない方が良いと判断し、指示があるまで待機した。 10 時 00 分頃、同僚Bは現場監督のため下刈作業個所に向かっていた現場代理人へ事故発生の旨を連絡。連絡を受けた現場代理人は消防へ連絡し、消防から心肺蘇生を行うよう指示があったことから、その旨同僚Bに伝えた。現場代理人は、会社、森林管理署へ連絡。 同僚Bは災害発生箇所まで案内のため携帯電話通話可能箇所で救急車を待ち、同僚Cは消防からの指示を伝えるため先に車で災害発生個所まで戻った。 10 時 20 分頃、同僚Bは救急車、消防車と合流。 10 時 40 分頃、同僚Cは災害発生個所に到着、他の同僚と共に救出活動を行い、被災者の右腕を岩から外すことができ、後頭部下にタオルを敷いて寝かせ、その場で心肺蘇生を実施したものの意識の回復は見られなかった。 11 時 00 分頃、救急車、消防車が災害発生個所に到着。担架で災害発生個所から林道へ移送。 11 時 20 分頃、救急車で鹿角市の JA 厚生連かづの厚生病院へ搬送。 12 時 45 分頃、JA 厚生連かづの厚生病院に到着した。その後、医師により死亡が確認された。
10 そ の 他	

災害発生箇所位置図

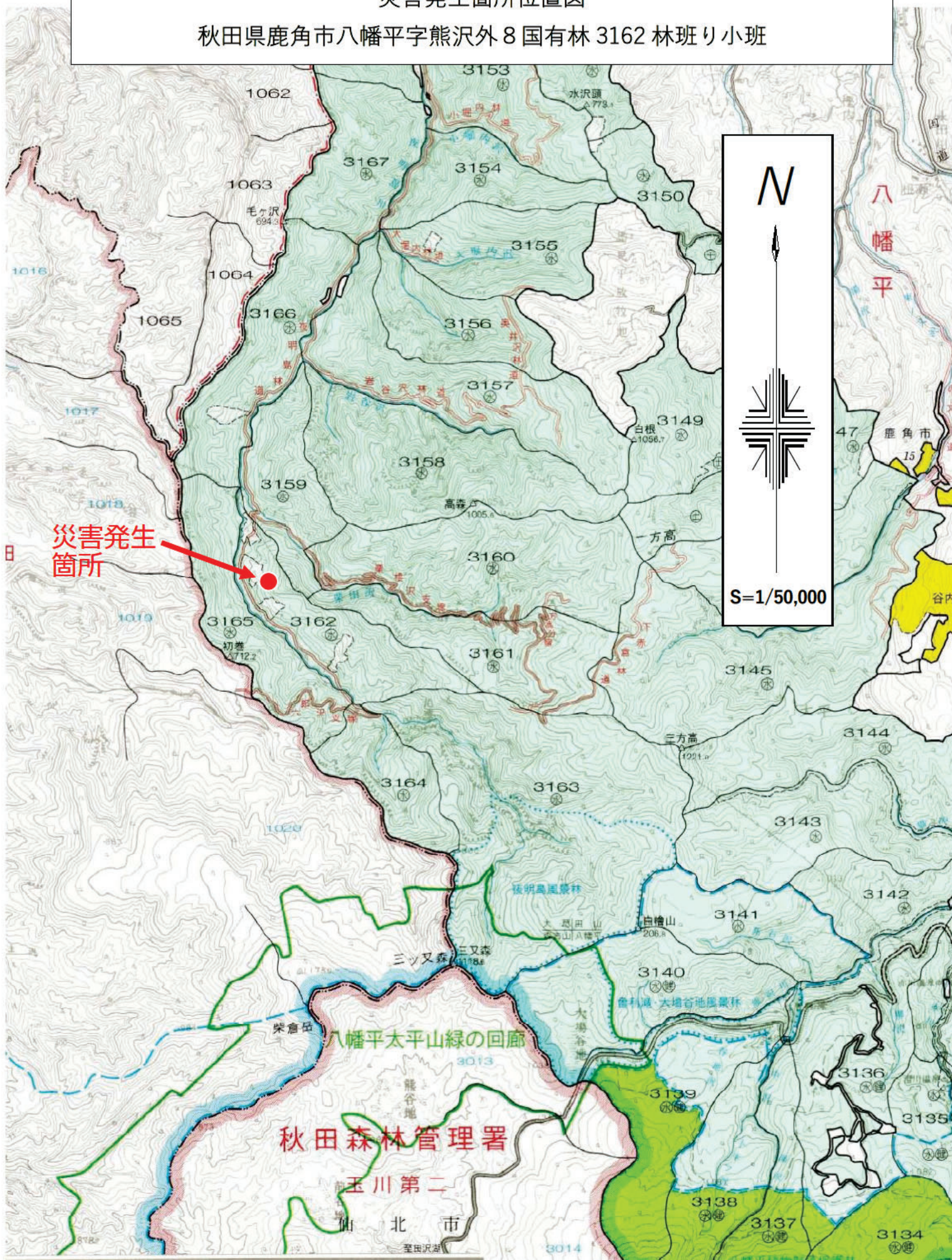
秋田県鹿角市八幡平字熊沢外8 国有林 3162 林班り小班



	各機関	距離 (km)	時間 (分)
災害発生箇所 からの 距離及び時間	米代東部森林管理署	51.5	110
	かづの厚生病院	25.8	75
	鹿角警察署鹿角消防本部	25.5	70
	鹿角森林組合	24.9	75
	八幡平森林事務所	21.7	65
	災害連絡場所 救急車を待っていた場所	13.7	55
	作業員集合場所	10.1	40

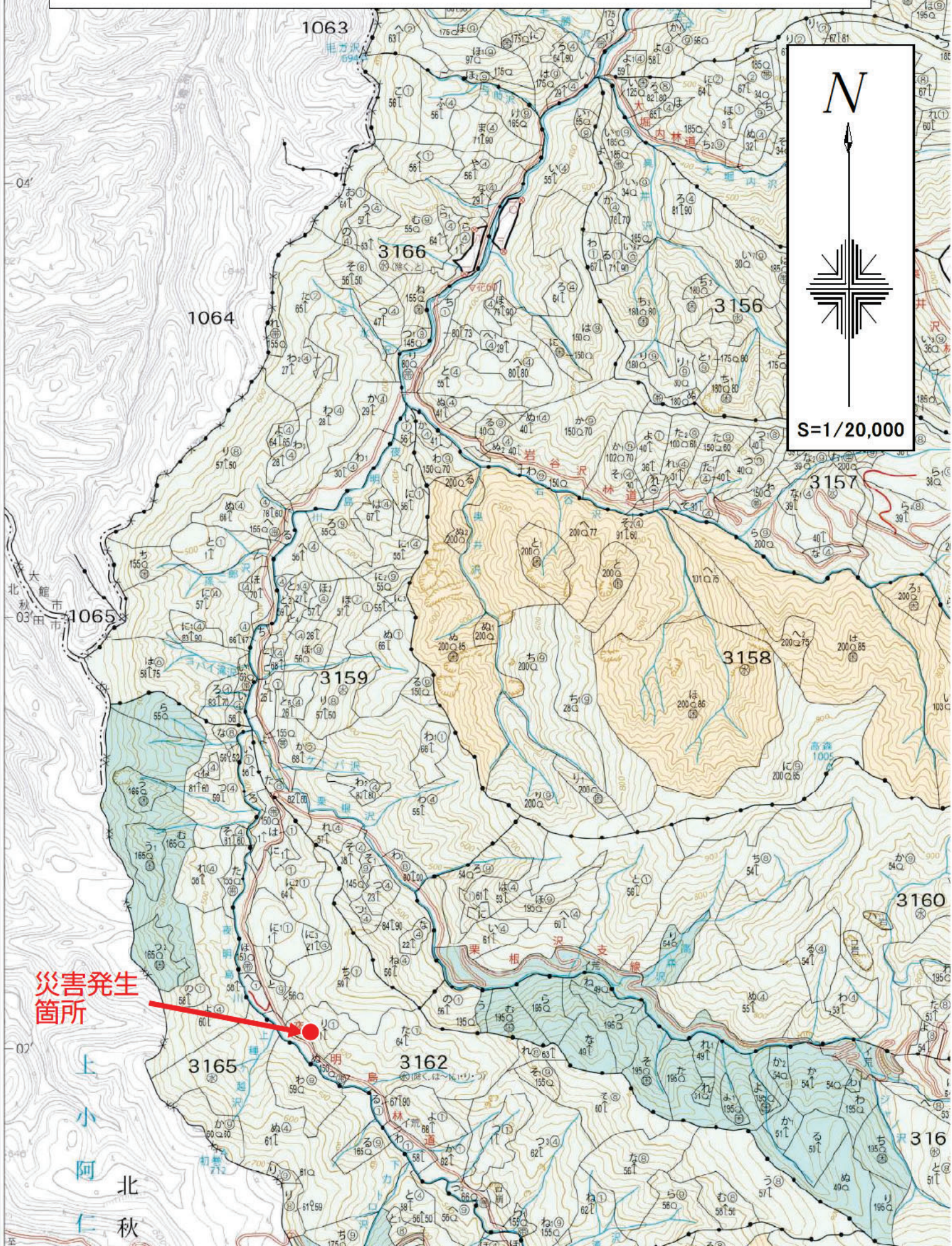
災害発生箇所位置図

秋田県鹿角市八幡平字熊沢外8国有林 3162 林班り小班



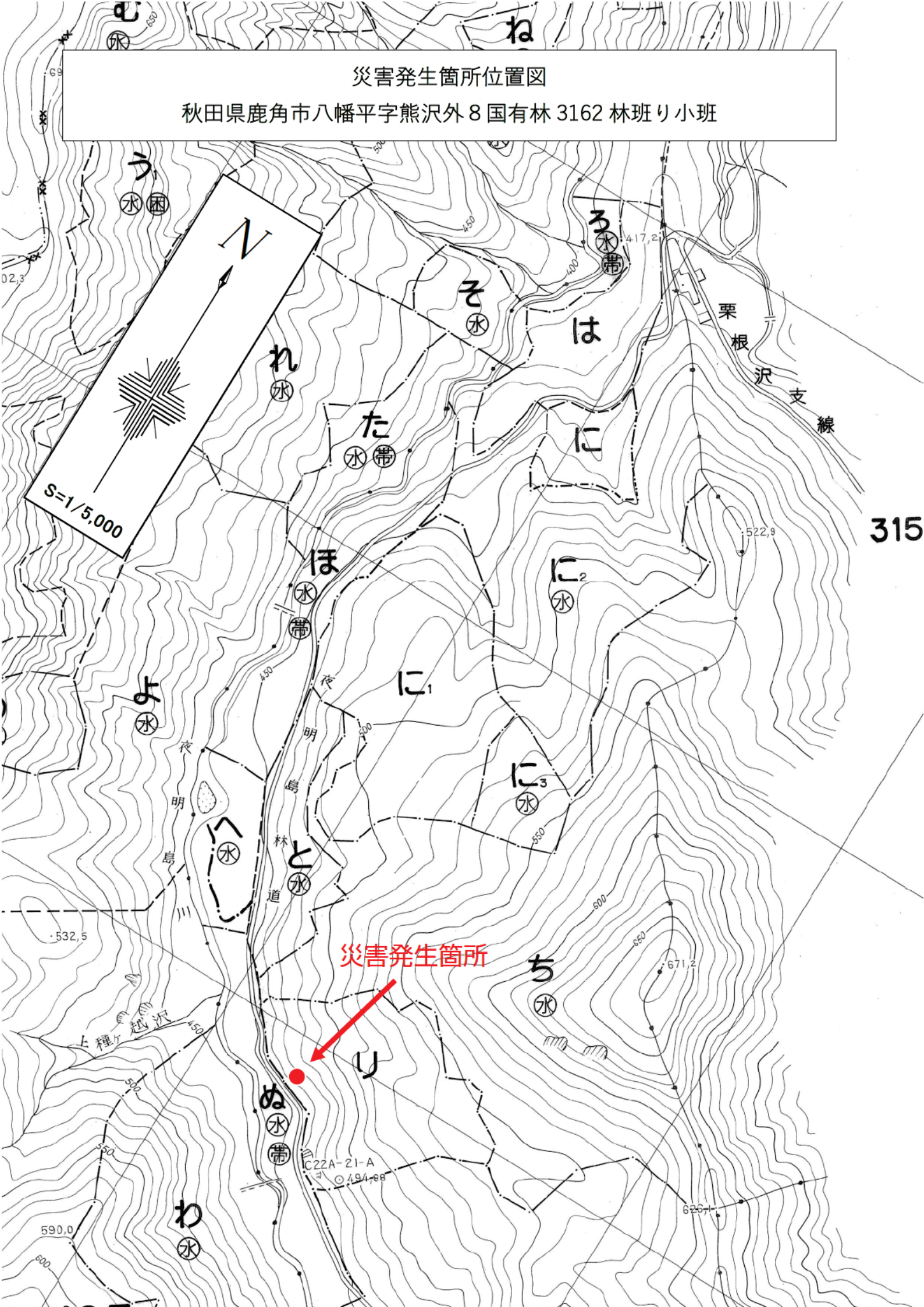
災害発生箇所位置図

秋田県鹿角市八幡平字熊沢外8 国有林 3162 林班り小班



災害発生箇所位置図

秋田県鹿角市八幡平字熊沢外8 国有林 3162 林班り小班

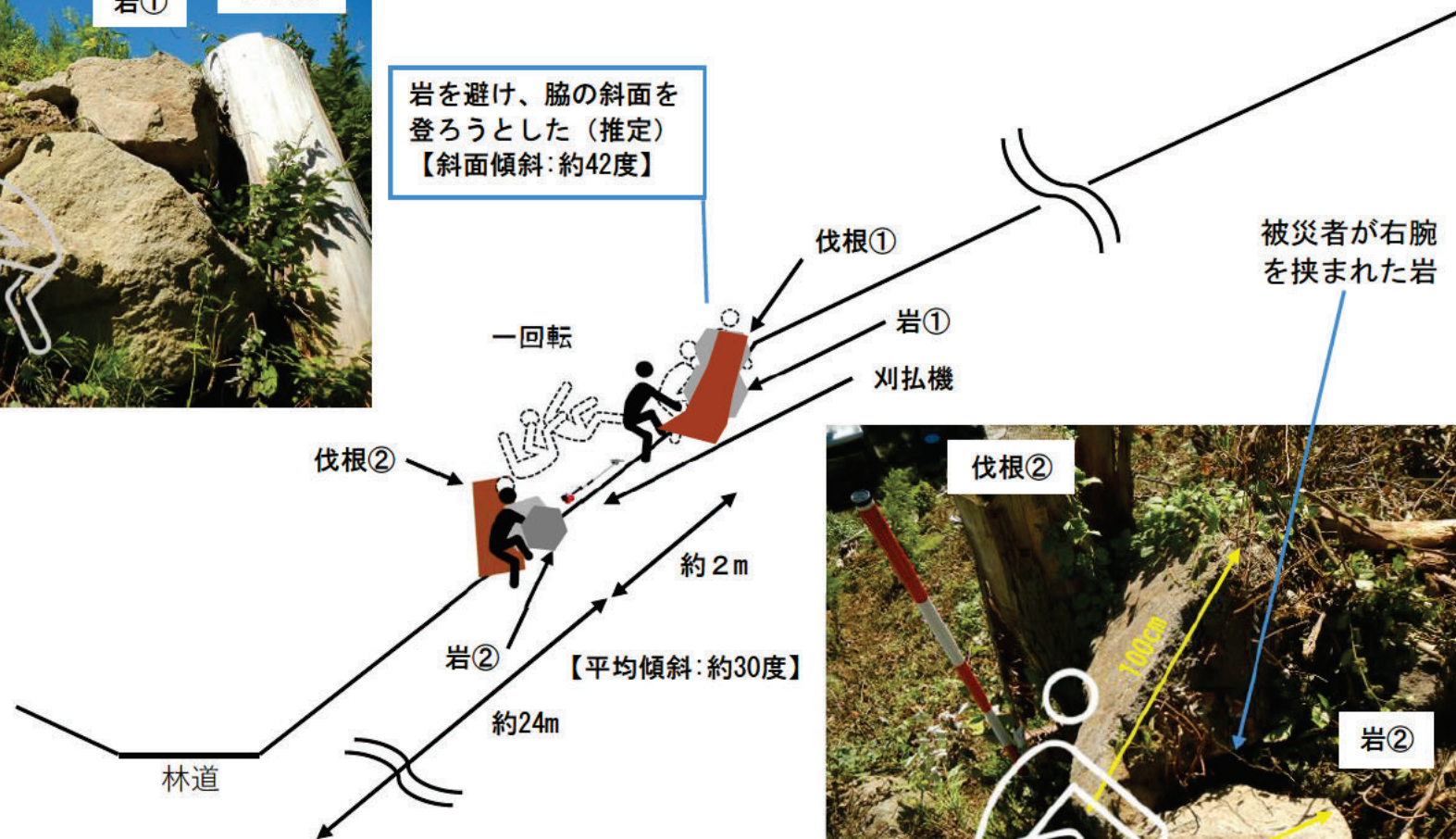


災害発生箇所 見取り図【断面図】 秋田県鹿角市八幡平字熊沢外8 国有林3162林班り小班

被災者が登ろうとした位置

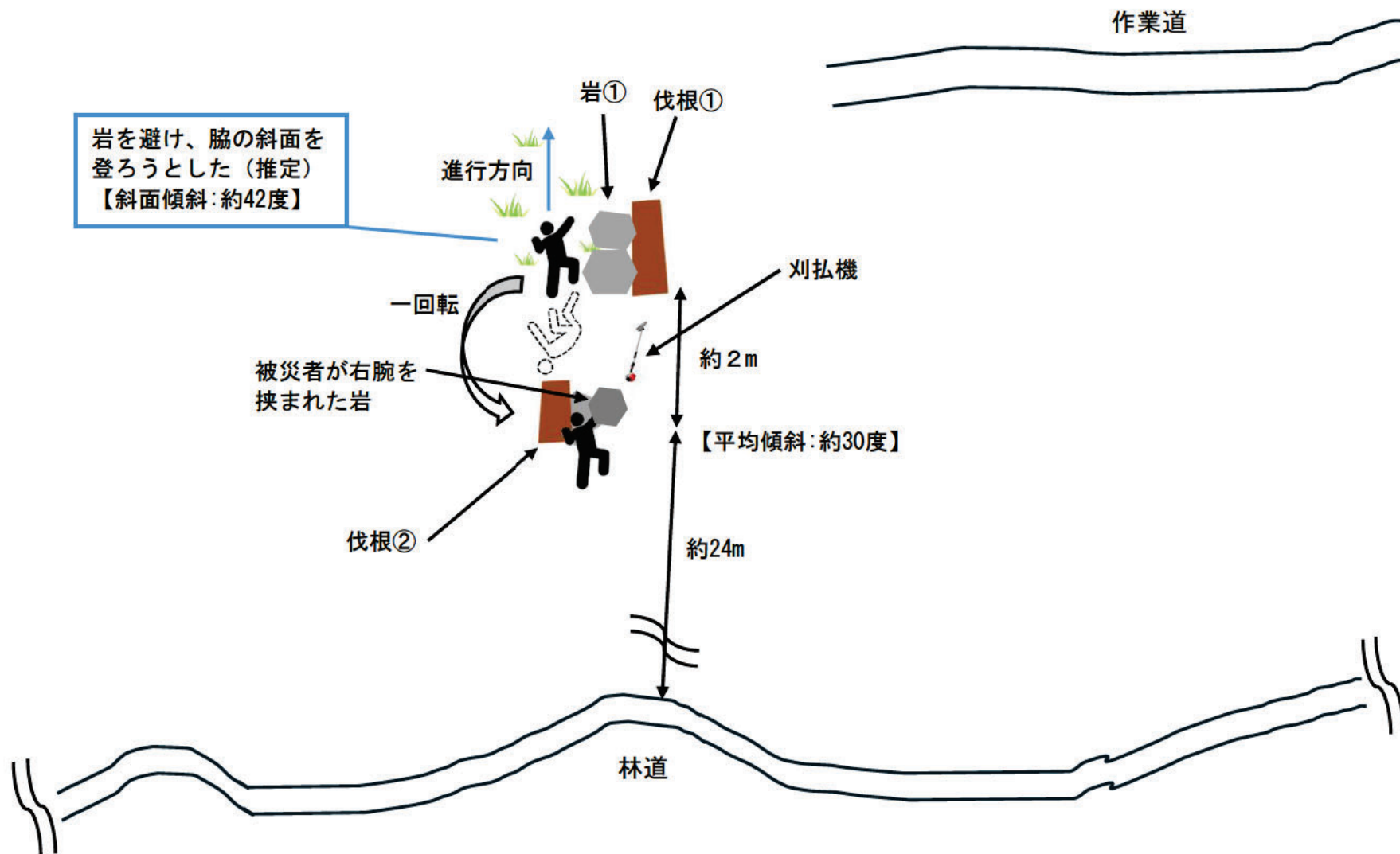


岩を避け、脇の斜面を登ろうとした（推定）
【斜面傾斜：約42度】

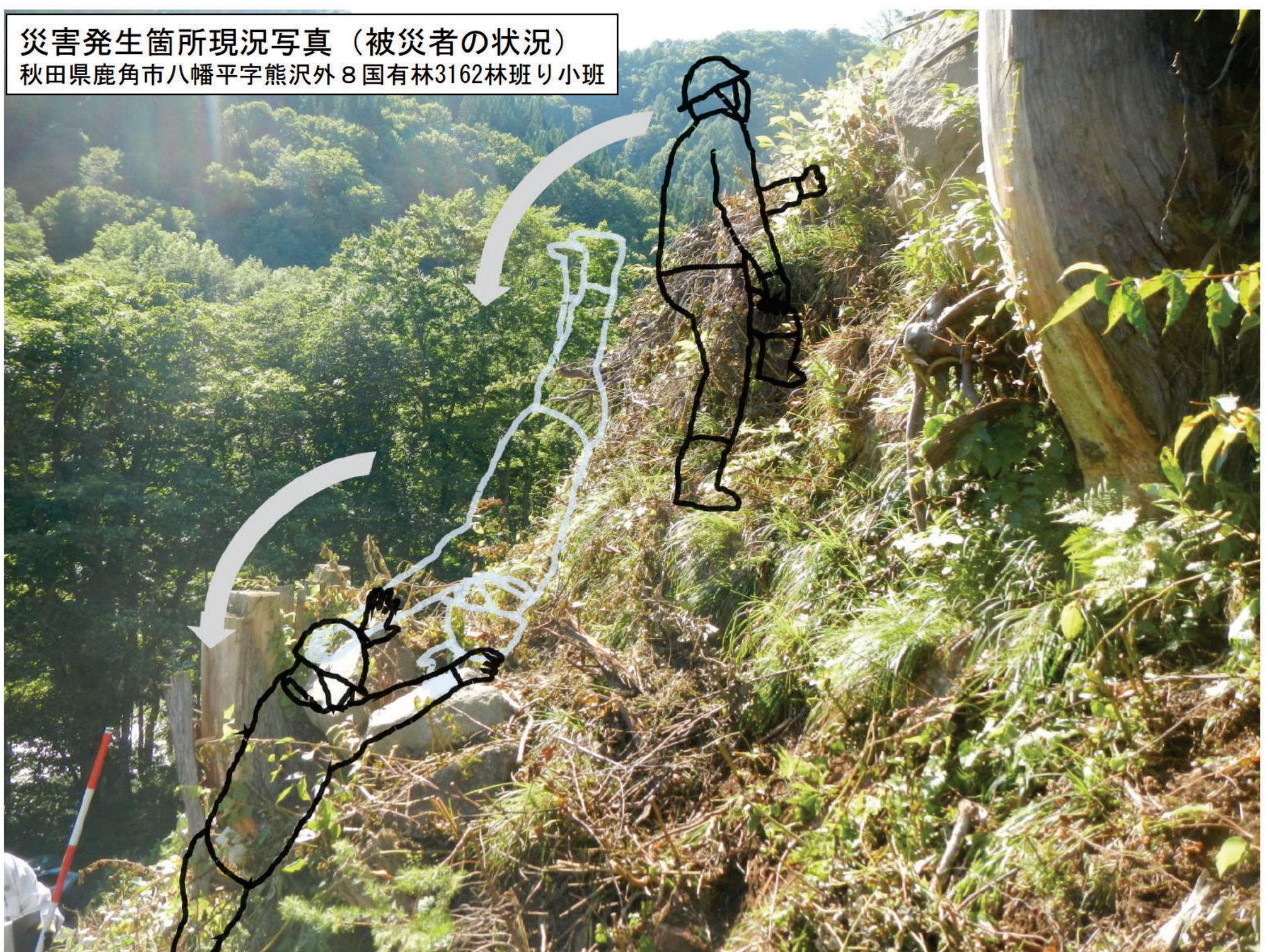


被災者が落ちた位置

災害発生箇所 見取り図【平面図】
秋田県鹿角市八幡平字熊沢外8 国有林3162林班り小班



災害発生箇所現況写真（被災者の状況）
秋田県鹿角市八幡平字熊沢外8 国有林3162林班り小班



災害発生箇所現況写真（当日の作業員配置）

秋田県鹿角市八幡平字熊沢外8 国有林3162林班り小班

S=約1/500



災害発生箇所現況写真（当日の作業員配置）

秋田県鹿角市八幡平字熊沢外8 国有林3162林班り小班

N
S=約1/770

